

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1354号)

平成28年10月20日

横情審答申第1354号

平成28年10月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年10月9日健障企第1537号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1(1)精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年5月14日健障企第421号）(2)精神保健指定医取消処分に係る調査について（追加分）（平成27年7月9日健障企第955号）」及び「2(1)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（照会）（平成27年5月25日健障企第528号）(2)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（照会）（平成27年6月16日健障企第741号）(3)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（追加分）（回答）（平成27年7月9日健障企第949号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1 (1)精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年5月14日健障企第421号）(2)精神保健指定医取消処分に係る調査について（追加分）（平成27年7月9日健障企第955号）」及び「2 (1)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（照会）（平成27年5月25日健障企第528号）(2)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（照会）（平成27年6月16日健障企第741号）(3)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（追加分）（回答）（平成27年7月9日健障企第949号）」のうち、「(1)精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年5月14日健障企第421号）」のうち指定医・指導医名簿、「(2)精神保健指定医取消処分に係る調査について（追加分）（平成27年7月9日健障企第955号）」のうち照会書に記載された対象医師のうち氏名並びに「(3)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について（追加分）（回答）（平成27年7月9日健障企第949号）」のうち添付資料（国記者発表資料）に記載されている指定医氏名及び厚生労働省の照会先の職員氏名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定病院（川崎市）の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題で、横浜市は当該医師らが横浜市においても入院に関与していたと発表した。その件に関する情報一切。また、その件に付随する診療報酬の不正についての情報一切。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間及び保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年8月21日付で行った「(1)精神保健指定医取消処分に係る調査について（平成27年5月14日健障企第421号）（以下「文書1」という。）」、「(2)精神保健指定医取消処分に係る調査について（追加分）（平成27年

7月9日健障企第955号) (以下「文書2」という。))」、「2(1)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について(照会)(平成27年5月25日健障企第528号)(以下「文書3」という。))」、「(2)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について(照会)(平成27年6月16日健障企第741号)(以下「文書4」という。))」、「(3)精神保健指定医の取消処分対象医師が関与した指定医業務に関する調査について(追加分)(回答)(平成27年7月9日健障企第949号)(以下「文書5」という。以下文書1から文書5までを総称して「本件申立文書」という。))」を特定して行った一部開示決定(以下「本件処分」という。))を取り消し、患者氏名及び住所の一部を除く部分の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 「個人の氏名」には、民間病院に勤務する精神保健指定医(以下「指定医」という。)の氏名が含まれる。当該医師は特別職の公務員であるが、その氏名は、職員録に掲載されておらず、一般に公にされていない情報であり、本号ただし書アに該当しないものと判断し、非開示とした。また、「個人の氏名」には、厚生労働省の当該業務の担当者の氏名も含まれる。当該担当者も公務員であるが、厚生労働省に聴取したところ、当該職員の氏名は、一般に公表されている職員録に掲載する等により氏名を公にしておらず、一般に公にされていない情報であり、本号ただし書アに該当しないものと判断し、非開示とした。
- (2) 指定医証番号については、通常であれば本人以外の者が知り得る情報ではない。開示することにより、なりすましなどで情報が悪用された場合、本人の権利・利益を害する恐れがあることから、本号に該当し、非開示とした。
- (3) 一部開示決定通知書には記載していないが、条例第7条第2項第6号の該当性について、追加主張する。本件対象文書に関しては、川崎市所在の特定病院の医師が指定医の資格を不正取得したとして厚生労働省に資格を取り消された案件(以下「本件事案」という。)を受け、厚生労働省から資格取消し処分を受けた指定医(以下「本件指定医」という。)の過去の勤務先についての情報提供及び調査の依頼があったため、本件指定医の関係医療機関(以下「本件医療機関」という。)に

対して照会を行ったという経緯により作成された文書である。照会元である厚生労働省は、本件指定医の過去又は現在の勤務先に関する情報を一切公開していない。また、本市が行った本件医療機関に対する照会は、厚生労働省からの依頼に基づく任意の調査であり、公にすることを前提とした調査ではない。厚生労働省及び本市の調査結果ともに、公にすることを前提としておらず、また公にすることにより、本件医療機関である法人との間の信頼関係に支障が生じ、今後の措置入院に係る事業の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書をさらに特定し、患者氏名住所の一部を除いて全部開示するとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書で氏名を非開示としている医師は特別職の公務員であるから、氏名を開示するべきである。また、本件指定医の氏名は新聞等で報道されていることから、すでに公にされている情報といえる。

医療機関の担当者の氏は、問い合わせれば明らかになるだろうから、開示するべきである。

指定医証番号及び交付年月日は指定医という公務員の職務遂行の内容に係る情報である。また、指定医が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定により、診察するためその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医証番号、交付年月日を含む指定医証票を携帯し、本人、保護者などの関係人の請求があるときはこれを提示しなければならないとされており、病院において診察を行う場合においても、通常、求められればこれに準じた取扱いが行われていることから、公にしても個人の権利利益は侵害されない。

- (3) 診療内容等は、対象者氏名及び住所を非開示とすれば、特定個人を識別することはできない。住所についても、市区町村名までであれば個人は特定できないと考えられる。また、学会誌等では名前を伏せた上で診療内容等を公にした論文が掲載されているのだから、公にしても支障はない。
- (4) 指定医の氏名や医療機関の名称について、法等の規定に基づく調査に関する文書

等を横浜市や他自治体、国の組織等に開示請求すれば開示になる情報であるから、公になっている情報に該当する。

- (5) 他の自治体では開示している部分についても非開示とされているので、当該部分は開示してほしい。
- (6) 横浜市が本件事案に関して記者発表をした際の資料があるはずである。また、指定医の資格が取り消された件に関し、神奈川県は報酬の返還を求めるのは法律上難しいと判断しているがその判断についての文書も特定すべきである。
- (7) 指定医は、患者の意思に反して強制的に入院をさせることができる権限をもっているのだから、指定医に関する情報は公にされるべきである。公益上の理由による裁量的開示をする必要がある。
- (8) 実施機関は本件請求に関する他の異議申立て後に大量に追加特定をしている。横浜市は再発防止策を講じるべきである。

5 審査会の判断

(1) 措置入院に係る事務について

厚生労働大臣は、法第18条に基づき、同条第1項各号に該当する医師のうち、法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、指定医に指定している。指定医は、法第19条の4第1項に定められている判定の職務を行うほか、公務員として同条第2項各号に定める職務を行うこととされている。

法第23条（平成26年3月31日以前は第24条）に基づく警察官の通報等があった者について、実施機関は法第27条第1項に基づき、調査の上必要があると認めるときは、指定医による診察をさせなければならないとされている。

2名以上の指定医の診察の結果、診察を受ける者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれがあると認められるときは、法第29条第1項に基づき精神科病院等に入院させる措置入院の決定を行っている。また、急速を要し、法第27条等の手続を採ることができない場合において、1名の指定医の診察の結果、自傷他害のおそれが著しいと認められるときは、法第29条の2第1項に基づき、緊急的に措置入院の決定を行っている。当該措置入院は72時間以内に限り認められるもので、入院期間が72時間を超える場合は、72時間以内に法第29条第2項に基づき、上記と別の指定医1名による診察を行い、法第29条第1項に基づく措置入院の決定を行っている。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1及び文書2は、本件指定医の本市の事務への関与の状況について、川崎市所在の特定病院からの照会に対して、横浜市が回答する際に作成した起案文書である。

文書1は起案用紙、回答書、照会書及び指定医・指導医名簿で構成されており、文書2は起案用紙、回答書及び照会書で構成されている。

イ 文書3、文書4及び文書5は、厚生労働省から上記アと同様の調査依頼があり、本件医療機関に対して照会を行う際及び照会結果を横浜市で取りまとめた上で、回答した際に作成した伺文書である。

文書3は起案用紙、添付資料（調査対象医療機関及び対象医師一覧）、照会文書（案）及び添付資料（国依頼文）で構成されている。文書4は起案用紙、回答文書（案）、添付資料（国依頼文）及び回答様式で構成されている。文書5は起案用紙、回答文書（案）、添付資料（国依頼文）、職歴一覧表及び添付資料（国記者発表資料）で構成されている。

ウ 実施機関は、これらの文書のうち、別表に示す部分を、条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

また、文書4のうち、回答様式に記載された本件医療機関に関する情報について、条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示としている。

エ 申立人は、本件申立文書のうち、患者氏名及び住所のうち区名以下の部分を除き、開示を求めると主張しているため、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報・・・ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関の判断の妥当性を検討するために当審査会で平成28年7月21日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件指定医の氏名を公にすると、どの医師がどの措置診察を行ったかが明らかになってしまう。これらの情報は報道もされていないため、指定医の氏名が報道されていたとしても非開示とするべきであると考えた。また、当該医師が所属している病院名等についての情報も公表されていないため、病院名についても非開示とした。

(イ) 指定医証番号については、公にされていない情報であって、公表されているものではないことから、仮に医師の氏名が開示されても、なお非開示とするべき情報である。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1のうち指定医・指導医名簿、文書2のうち照会書及び文書5のうち添付資料（国記者発表資料）に記載されている本件指定医の氏名について

文書1のうち指定医・指導医名簿は、本件指定医に関する厚生労働省からの照会に添付されていた本件指定医の一覧である。文書2のうち照会書に記載された対象医師のうち氏名は、調査の対象とされた本件指定医の氏名である。また、文書5のうち添付資料（国記者発表資料）に記載されている対象者氏名については、厚生労働省から収受した資料を起案の参考資料として添付したものに記載された本件指定医の一覧である。

これらは、当該指定医個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性について検討する。

申立人は、本件指定医の氏名については新聞等で報道されているため、本号ただし書アに該当し、開示するべきであると主張している。

新聞等報道機関で報道された情報については、当審査会答申第1309号に示すとおり、時間の経過とともに事案の社会的影響、社会一般の関心、記憶等は薄れ、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなる場合があるとしても、新聞等の報道により当該情報が一時的には公知の状態に置かれたと認められる。

本件事案については、全国紙に取り上げられ、本件指定医の氏名も掲載されていることが確認された。また、氏名の記載された記事は平成27年4月及び同

年6月時点で掲載が行われており、開示請求の時点では掲載から数か月しか経過していないことも認められた。したがって、本件指定医の氏名は、公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなる場合に該当するとは言えず、慣行として公にされている情報であるといえる。

また、当該文書に記載されている本件指定医の氏名は、本件指定医の氏名が列記されているものであり、これを開示しても、当該医師が関わった個別の診療行為の概要や当該医師のその他の個人情報まで開示してしまうこととなるような事情も確認することはできなかった。

したがって、当該部分は、本号ただし書アに規定する「慣行として公にされている情報」に該当すると解するのが相当である。

- (イ) 文書3のうち添付資料（調査対象医療機関及び対象医師一覧）及び添付資料（国依頼文）、文書4のうち添付資料（国依頼文）及び文書5のうち職歴一覧表に記載されている本件指定医の氏名について

当該非開示部分は、本件指定医のうち、横浜市内で指定医業務に関わった医師の氏名である。これらは、当該指定医個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

上記(ア)のとおり、本件指定医の氏名は報道により全国紙に取り上げられている。しかし、文書3のうち添付資料（調査対象医療機関及び対象医師一覧）及び添付資料（国依頼文）、文書4のうち添付資料（国依頼文）及び文書5のうち職歴一覧表では、本件指定医が横浜市内の病院に勤務していた期間や常勤・非常勤の別等を既に開示している。したがって、本件指定医氏名を開示すると既に開示している本件指定医の横浜市内の病院に勤務していた期間や常勤・非常勤の別等と結びつくことによって氏名以外の個人情報まで開示してしまうこととなる。

また、本件指定医は特別職の公務員であるが、当該医師が横浜市内の病院に勤務していた期間や常勤・非常勤の別等は、公務員の職務の遂行に関する情報であるともいえない。

したがって、当該部分は、本号ただし書ア及びウには該当しない。また、本号ただし書イにも該当しない。

- (ウ) 指定医の氏名ふりがな、氏名のうち新聞で報道されていない部分、指定医証番号及び交付年月日について

当該非開示部分は、本件指定医個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

これらの情報は、新聞等でも報道されていない。また、そのほかに公表されている事情も認められず、本号ただし書アには該当しない。また、ただし書イ及びウにも該当しない。

(エ) 本件指定医の勤務する医療機関についての情報について

当該非開示部分は、本件指定医の勤務先、郵便番号、区名以下の住所、電話番号（市外局番を除く）、法人印の印影であり、本件指定医の勤務する医療機関についての情報である。上記（ア）で述べたとおり、本件指定医の氏名は既に新聞等で公にされている情報である。したがって、本件指定医の勤務する医療機関についての情報を開示すると、これらの情報と既に公にされている本件指定医の氏名を照合することにより、個々の本件指定医が勤務していた病院の名称等が明らかとなるため、本号本文前段に該当する。

また、これらの情報は、新聞等にも掲載されておらず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(オ) 回答部署及び担当者名並びに個人印の印影について

回答部署及び担当者名並びに個人印の印影については、横浜市からの照会に回答した医療機関の担当者の所属部署及び氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書きアからウまでのいずれにも該当しない。

(カ) 厚生労働省の担当者の氏名及びメールアドレスについて

厚生労働省の担当者の氏名及びメールアドレスについては、本件の照会依頼をした厚生労働省の担当者の氏名及びメールアドレス並びに文書5のうち起案の参考資料として添付されている添付資料（国記者発表資料）に問合せ先として記載されていた厚生労働省の照会先の職員氏名である。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性について検討する。当審査会で見分したところ、照会先の職員の氏名が記載されている添付資料（国記者発表資料）は、厚生労働省作成の報道関係者向け資料であり、開示請求から数日前の日付が記載され

ていることが認められた。また、実施機関に確認しところ当該資料は実際に報道機関向けに配付されたものであるとのことである。

新聞等報道機関で報道された情報の公表慣行についての当審査会の判断は上記ウ(ア)のとおりであるから、添付資料（国記者発表資料）に記載されている厚生労働省の照会先の職員氏名は本号ただし書きアに規定する「慣行として公にされている情報」であると解するのが相当である。

本件の照会依頼をした厚生労働省の担当者の氏名及びメールアドレスについては、当該個人はいずれも公務員であるが、当該情報は報道発表等で公にされておらず、職員録に掲載する等により氏名を公にしているという事情もないため、本号ただし書きアには該当しない。また、本号ただし書きイ及びウにも該当しない。

エ 以上のことから、実施機関が本号に該当し非開示とした部分のうち、文書1のうち指定医・指導医名簿、文書2のうち照会書に記載された対象医師の氏名及び文書5のうち添付資料（国記者発表資料）に記載された指定医の氏名及び厚生労働省の照会先の職員氏名については、開示すべきである。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書4のうち「回答様式」に記載されている病院名、勤務先の電話番号及び法人の印影（以下「医療機関情報」という。）について、本号柱書に該当するとして非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関は、措置入院に係る事業の執行には、医療機関との連携が必要不可欠であるが、本件調査に回答した医療機関名を公にすることにより、当該医療機関である法人との間の信頼関係に支障が生じ、今後の措置診察に係る事業の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあると主張している。

当審査会にて本件対象文書を見分したところ、医療機関情報は、厚生労働省から各都道府県及び指定都市に対して本件指定医の過去の勤務先についての情報提供及び調査の依頼があったことを受けて、横浜市が本件指定医が過去勤務していた医療機関に対して照会を行った際に、対象医療機関から提出された回答様式に

記載されており、回答をした病院名、電話番号及び法人の印影が記載されていることが認められた。また、本件回答様式には、勤務先医療機関にて本件指定医が指定医業務に関与したケースの有無及び件数が記載されていることが認められる。また、実施機関の説明によると、本件調査は、個別の結果を公表することを前提として行われたものではないとのことであった。また、照会元である厚生労働省でも、本件指定医の過去又は現在の勤務先に関する情報を一切公開していないとのことであった。

これら実施機関の説明に不自然な点は認められない。

したがって、医療機関情報を開示すると、医療機関と実施機関との信頼関係が損なわれることが容易に推測され、措置診察に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、医療機関情報は、本号柱書に該当し、非開示とするべきである。

(5) その他

なお、申立人は実施機関が本件事案に関する記者発表を行った際の資料も特定すべきである旨主張しているが、実施機関が本件事案に関する記者発表を行ったことは確認できなかった。また、本件事案に関する診療報酬の不正についても決定をするべきである旨も主張しているが、診療報酬の不正に関する文書については、本件処分と同時に非開示決定をしており、当該決定に対しては異議申立てがなされていない。

そのほかに本件請求に係る文書の存在を推認させる事情も存在しない。

その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、文書1のうち指定医・指導医名簿、文書2のうち照会書に記載された対象医師のうち氏名並びに文書5のうち添付資料（国記者発表資料）に記載されている指定医氏名及び厚生労働省の照会先の職員氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の情報を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 実施機関が、条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分

文書1

構成	非開示とした部分
1 起案用紙	(なし)
2 回答書	(なし)
3 照会書	(なし)
4 指定医・指導医名簿	・本件指定医のうち氏名・ふりがな・指定医証番号・交付年月日

文書2

構成	非開示とした部分
1 起案用紙	(なし)
2 回答書	(なし)
3 照会書	・対象医師のうち氏名、指定医証番号、交付年月日 ・特定病院職員氏名

文書3

構成	非開示とした部分
1 起案用紙	・本文のうち調査対象医療機関名
2 添付資料（調査対象医療機関及び対象医師一覧）	・勤務先病院名、医師名
3 照会文書（案）	(なし)
4 添付資料（国依頼文）	・依頼文のうち担当者の氏名及びメールアドレス ・特定病院関連の指定医資格取消処分を受けた者の職歴一覧表のうち本件指定医の氏名、指定医取得日、勤務先、郵便番号、区名以下の住所、電話番号（市外局番を除く）

文書4

構成	非開示とした部分
1 起案用紙	(なし)
2 回答文書（案）	(なし)
3 添付資料（国依頼文）	・依頼文のうち担当者の氏名及びメールアドレス ・特定病院関連の指定医資格取消処分を受けた者の職歴一覧表のうち本件指定医の氏名、指定医取得日、勤務先、郵便番号、区名以下の住所、電話番号（市外局番を除く）
4 回答様式	・病院名、回答部署及び担当者名、電話番号、法人の印影、個人印の印影

文書5

構成	非開示とした部分
1 起案用紙	(なし)
2 回答文書(案)	(なし)
3 添付資料(国依頼文)	・担当者の氏名及びメールアドレス
4 職歴一覧表	・指定医の氏名、指定医取得日、勤務先、郵便番号、区名以下の住所、電話番号(市外局番を除く)
5 添付資料(国記者発表資料)	・厚生労働省の照会先の職員氏名、対象者氏名

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年10月15日 (第189回第三部会) 平成27年10月22日 (第277回第一部会) 平成27年10月23日 (第280回第二部会)	・諮問の報告
平成27年11月13日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年11月24日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成28年6月22日	・異議申立人から意見書(再追加)を受理
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議